

# 進級および卒業に関する規程について

令和7(2025)年度

## 東京歯科大学短期大学学則 (抜粋)

(成績の判定)

第14条 講義科目については、前期・後期において定期試験及び追・再試験を実施し、演習、実習・実技科目については、各科目所定の方法によつて成績を判定する。

(評価)

第15条 各科目の成績及び進級の判定に関する規程は別に定める。

(試験等の受験資格)

第16条 各科目の受験資格は、出席時数が各期80%以上なければならない。

## 東京歯科大学短期大学試験規程 (抜粋)

第6条 各科目の試験の評価は、各科目6.0(6.3)点以上を合格とし、6.0(6.3)点未満を再試験の対象とする。

第7条 各学年で履修した全科目に合格した者を進級させる。ただし、失格科目がなく、全科目の平均が6.0(6.3)点以上、かつ6.0(6.3)点未満の科目が3科目未満である者は教授会の議を経て進級させることができる。

- 第2学年においては、授業科目及び臨床・臨地実習に合格した者を進級させる。なお、授業科目については、本条第1項の基準を満たすものとする。
- 第3学年においては、授業科目、臨床・臨地実習、卒業研究及び総合演習(卒業試験)に合格した者について卒業判定を行う。
- 卒業判定においては、在学中における各科目の出席及び欠席の状況等を加味し、次項による評価基準を満たす者を卒業とする。
- GPA (Grade Point Average) 制度による評価については、別に定める。

## 東京歯科大学短期大学 GPA制度に関する申し合わせ

- 学年の進級時には、各科目における成績(0.0点から10.0点)とともに、以下の基準に基づき、GPA (Grade Point Average) 制度による評価を行う。学年のGPA GradeがDランクの者については、修学状況を勘案し、退学勧告を含めた修学指導を行う。

評価点数の対比		Grade	Grade Point (GP)
10.0点	GPAスコア		
9.0~10.0	4.0	S	4
8.0~8.9	3.0~3.9	A	3
7.0~7.9	2.0~2.9	B	2
6.0(6.3)~6.9	1.0~1.9	C	1
0.0~5.9(6.2)	0.0~0.9	D	0

GPA = (当該学年で評価を受けた科目で得たGP×その科目の単位数)の総和 / 当該学年で履修した科目の単位数の総和

単位数：東京歯科大学短期大学授業科目及び履修単位数等に関する規程に定める単位数を指す。

- 卒業判定においては、試験規程第7条第3項に定める基準を満たし、在学中履修したすべての科目成績平均がGPA Grade S、A、B、Cランクであることを必要とする。

※試験規程、GPA制度に関する申し合わせに記載の( )内の点数は、令和6(2024)年度入学者から適用する。